

職場復帰サポートシステムについて

1 目的

精神疾患による休職等から職場復帰をしようとする場合に、心と身体を学校生活に徐々に慣らす機会を設けることで、職場復帰への不安を少なくし、スムーズに復帰できるように支援を行うもの

2 対象者

- (1)精神疾患を原因とする休職から復帰しようとする教職員
- (2)精神疾患を原因とする病気休暇(引き続き120日を超える病気休暇に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。)から復帰しようとする教職員

3 実施期間

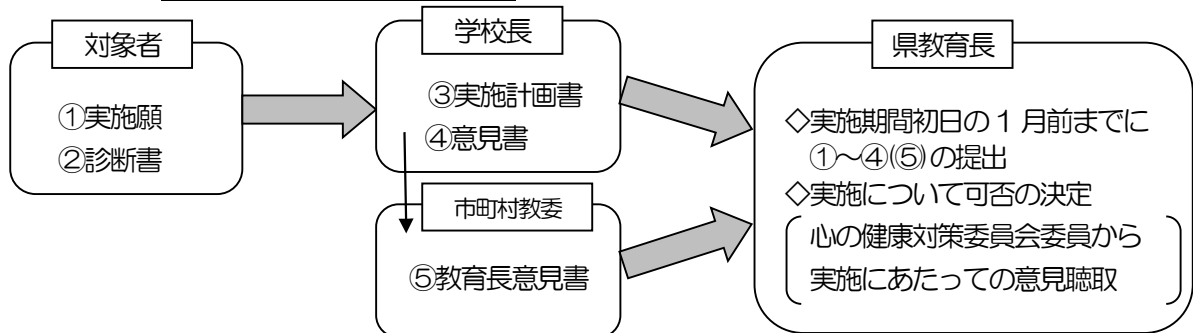
原則4週間 (公立学校教職員心の健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ変更)

4 サポートシステムの実施内容及び流れ

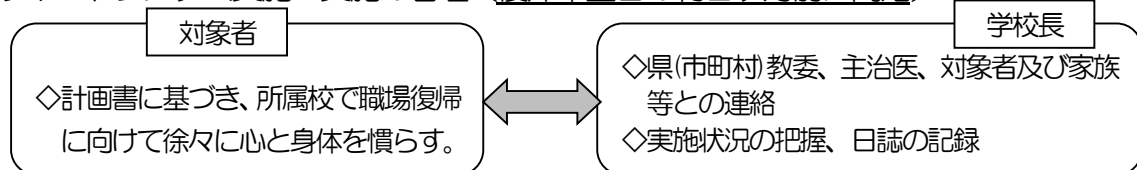
(1) 県教委事務局への実施の事前連絡(復帰希望日の約3ヶ月前)、日程調整

(市町村立学校は市町村教委経由)

(2) 実施手続(復帰希望日の約3ヶ月前に文書等を提出)、実施可否の決定



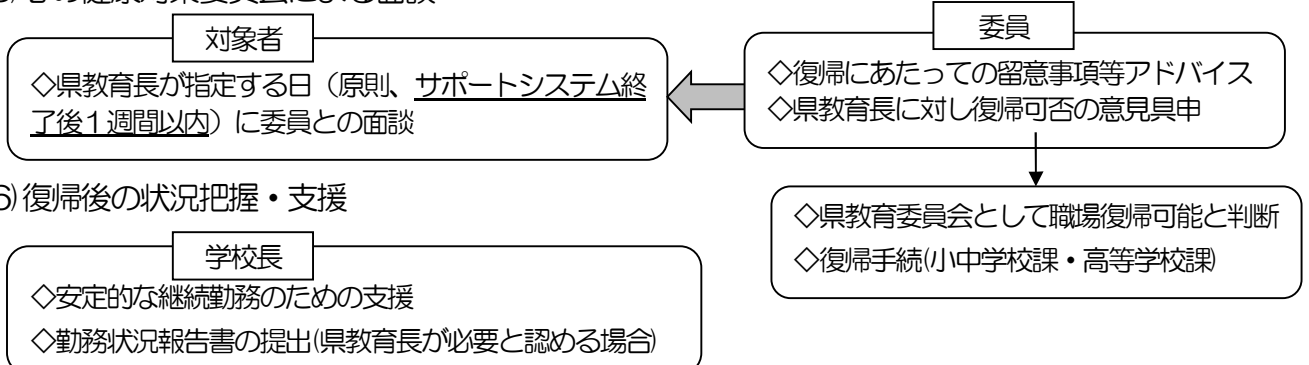
(3) サポートシステム実施・実施の管理(復帰希望日の約2ヶ月前に開始)



(4) サポートシステム終了(復帰希望日の約1ヶ月前)

学校長は終了報告書及び日誌を県教育長に提出(市町村立学校は市町村教委経由)

(5) 心の健康対策委員会による面談



● フロー図

(1) 事前連絡

(2) 実施手続き

(3) サポート
実施

(4) サポート
終了

(5) 面談

(6) 復帰

文書等準備
約2週間

実施可否決定
約4週間

サポート期間
4週間

復帰手続き
約3週間

約3ヶ月前

約3ヶ月前

約2ヶ月前

約1ヶ月前

